

1 この明細書の用途等

この明細書は、道府県民税の控除限度額を地方税法施行令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。

なお、道府県民税の控除限度額を地方税法施行令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいいます。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「法人税の控除限度額 ①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6（2））の17欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（2）附表）の13欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の2）の11欄の金額を記載します。
3 「従業者数 ②」	法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。
4 「②で按分した法人税の控除限度額 ④」	①欄の金額を従業者数の③欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
5 「税率 ⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。
6 「道府県民税の控除限度額 ⑥」	各都道府県ごとの④欄の金額に各都道府県ごとの⑤欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。
7 「補正後の従業者数 ⑧」	各都道府県ごとの②欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤欄の税率を乗じて得た数を100分の1で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。